# 会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)				令和4年度 第3回川西市景観審議会				
事務局(担当課)				都市政策部 都市政策課				
開催日時				令和5年3月15日(水)午後2時~午後4時				
開催場所				・オンライン開催 (傍聴:川西市役所 7 階 701 会議室)				
出	委員		澤木委員、平田委員、中江委員、栗山委員、森畠委員、麻生委員、 久末委員					
席	事	務	局	宮下・小野・堀内・松下・角谷・榮・横田・後藤				
者	関	係	人	コンサルタント 株式会社総合計画機構				
傍聴の可否			5	可•:	不可・一部不可	傍聴者数	4人	
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由								
£	会議	次	第	(3)	議案第2号 新名神高速道路イ に係る都市計画基 議案第3号 新名神高速道路イ		地利用計画の見直し 経過報告) 地利用計画の見直し	
£	会 議	結	果	(2)	審議経過のとおり 審議経過のとおり 審議経過のとおり			

# 審議経過

# 事務局

ただ今から、令和4年度 第3回川西市景観審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、当審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。今回もWEB開催とさせていただいております。回線の都合等で、聞き取りにくいことがあるかもしれませんが、何卒よろしくお願いします。あらかじめお断りしておきますが、この会議は、議事進行記録のために録音させていただいておりますことをご了承願います。

まず初めに、開会にあたりまして都市政策部長よりご挨拶を申し上げます。

# 事務局

本日は年度末のお忙しい中、令和4年度第3回川西市景観審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は景観計画、及び新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しにつきまして、骨子案や市民アンケートなどの進捗報告をさせていただきます。また、今年度の景観事業に関しましてもご報告させていただきます。

景観施策の推進に向け、様々な角度から専門的かつ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。

#### 事務局

それでは、議事に先立ちまして事務連絡をさせていただきます。

まずは、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名の内、本日ご出席いただいておりますのは、6名でございます。また、1名は遅れて来られるということで、合計7名となります。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、市役所別室に設けております傍聴者用会議室には、4名が傍聴に来られております。

なお、本日は、関係者として景観資源調査にご協力いただいておりますコンサルタント の株式会社総合計画機構の担当者も同席いたします。

それでは、これより議事進行につきまして会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

#### 議長

皆さん、こんにちは。

次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。皆さんのご協力を得て、スムーズ に進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

それでは議案第1号「川西市景観計画の見直しについて(経過報告)」事務局より説明 をいただきたいと思います。

<事務局 説明>

議案第1号「川西市景観計画の見直しについて(経過報告)」

議長

何か、ご意見、ご質問はありますか。

(意見・質問なし)

前回の審議会でご意見いただいたものを反映いただき、今回は事前協議もしていただいておりますので、ご意見はないということから、令和6年3月の公表に向けて事務局の方で見直し作業を進めていただくことになります。今後も適宜、審議会の方に進捗状況をご説明いただきたいと思います。

それでは議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しに係る都市計画基準に関する進捗状況(経過報告)」につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

<事務局 説明>

議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しに係る 都市計画基準に関する進捗状況(経過報告)」

議長

何か、ご意見、ご質問はありますか。

私から1点質問です。別添2に記載している規模要件の緩和につきまして、生活環境改善グーンにおいて戸建て住宅の最低敷地面積を300㎡から250㎡に変更するとあります。兵庫県緑条例の類似ゾーンの中で最も厳しい条件が250㎡なので、それに合わせるのが妥当ではないかということなのですが、類似ゾーンはどの辺りを指すのか、もう少し具体的に説明をお願いします。

事務局

兵庫県緑条例の環境形成区域の指定に、石道地区の集落と同じような区域として「さとの区域」があり、例えば丹波地域の農村集落が最低敷地面積250㎡と定められておりますので、それを参考に基準を決めています。

議長

現行は地区計画が定められておりませんので最低敷地面積の指定もありませんが、市街地ではなく農村集落が混じっているような地域になりますので、川西市の一般的な市街地よりも基準を上げて、県の緑条例のさとの区域に合わせるということですね。

その他に何か、ご意見、ご質問はありますか。

委員

別添3につきまして、プロジェクト対応ゾーン (新規機能型) と生活環境改善ゾーンは 現行計画を変更するということですが、他のゾーンは今のところは現行の条件でうまく成 果が上がっているという理解でよろしいでしょうか。

今回の見直しでは、積極的に土地利用が図れるプロジェクト対応ゾーン(新規機能型)と生活環境改善ゾーンを重点的に見直しております。自然環境保全ゾーンとプロジェクト対応ゾーン(自然利用共生型)につきましては、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画(以降、土地利用計画)の前提に緑豊かな環境を守りつつというところがありますので、この2つのゾーンは現行のままとなっております。

委 員

別添1の地図で見ると、プロジェクト対応ゾーン(自然利用共生型)と自然環境保全ゾーンが圧倒的に広いので、今回変更をするところはエリア的には限られているということですよね。分かりました。

議長

その他に何か、ご意見、ご質問はありますか。

委 員

別添2の景観基準につきまして主に屋外広告物のことが書かれております。業者からの要望は基準を緩和してほしいということですが、市民アンケートの分析ではある程度の基準は必要だということで、落としどころはどうなるのでしょうか。兵庫県屋外広告物条例の許可基準が改正されたのでその基準に整合させるのか、それとも一定の基準を付加するということを考えられているのかどうなのでしょうか。

事務局

まず、現行の土地利用計画の屋外広告物の基準につきましては、兵庫県屋外広告物条例の基準を準用しています。土地利用計画策定以降に兵庫県屋外広告物条例が改定されたものの、その改定内容を土地利用計画に反映できていなかったので、今回の改定で反映させます。

また、現行の土地利用計画では、全域で最も厳しい第1種禁止区域の基準を準用しているのですが、改定後の兵庫県屋外広告物条例では今回の土地利用計画の区域の一部は第1種よりも基準が少しゆるい第3種禁止区域になっております。そのため土地利用計画を改定後の兵庫県屋外広告物条例に合わせることで事業者のニーズを一定叶えたいと考えております。

一方で、屋外広告物条例で禁止地域ではなく許可地域となっている区域につきましては、無法地帯になることを避けるため、第3種禁止区域の基準を設けて一定基準を付加することを考えております。

議長

その他に何か、ご意見、ご質問はありますか。

ご意見がないようですので、本件につきましても引き続き作業を進めていただき、当審議会に状況の報告をお願いします。

続きまして、議案第3号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直し に係る景観基準に関する進捗状況」につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

# <事務局 説明>

議案第3号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しに係る 景観基準に関する進捗状況(経過報告)」

議長

今回の審議会では個別に事前説明をいただき、そこでのご意見なども反映して資料を修 正していただいておりますが、いかがでしょうか。

委 員

1点目、シミュレーションがきちんとされていないと、具体的に本当に起こることなの か分かりませんので、実際に起こり得ることをお示しいただきたいと思います。

2点目、私の意見に対するご回答としてそれぞれの分類ごとに個々のページで説明されたことは理解できるのですが、景観で一番重要なのは総合的に全体が配慮されているかということなのです。一つ一つが基準に則ったからといっても全体が本当にきちんとしたものになるかはまた別問題です。下から見上げた時にどれだけ山の景観が保全されるのか、いくつもの基準に配慮しないと良い景観は残らないのですが、総合的にどう判断するのか、どういう視点が必要かということも加筆していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

総合的に考えて景観に配慮するという視点が抜けておりましたので、ガイドラインとして混乱させないよう配慮しつつ、再考させていただきます。

委員

事前説明でもご意見させていただきましたが、配慮されている方の基準でも、私はアウトだと思います。どういうものがアウトかセーフかという判断基準を示す必要があるということは他の委員の方々からもご意見が出ていますが、その擦り合わせがスケジュール的に厳しいのではないかと思いますがどのようにお考えでしょうか。

資料64ページの眺望への配慮にある一番下のシミュレーション写真につきまして、市は セーフだと考えているということですが、私は事前説明でアウトだと申し上げました。あ らゆる基準が個々に念入りにされないとガイドラインにならないと思いますが、スケジュ ール感を含めて、どのような手順で進めていかれる予定でしょうか。

事務局

一番下のシミュレーション写真につきまして、これはダメだというご意見をいただいておりますが、全てのポイントにおいてどこからも見えなくなるようなことは難しいと思っております。

スケジュール的にはもう少し詰めていくようになると思うのですが、令和6年3月策定 に向けて間に合うよう詳細を詰めていきたいとは考えておりますが、それぞれの計画が出 てきた段階で景観や環境に配慮されているかを見ながら、審査をしていきたいと考えてお ります。

本来の目標は土地利用される時に、原則定めた数値を安易に緩和してしまうと、基準さえ守れば良いという土地利用がなされないように条件付きの緩和を考えておりまして、そこの意見を出しながら、事業者と擦り合わせて緩和していきたいと考えております。答え

になっているか分かりませんが、考え方としてはそのような土地利用を考えております。

委 員

今のお話ですと、この審議会での議論は不要で、市で決めますというように聞こえます がいかがでしょうか。

事務局

そうではありません。ガイドラインをもって、事業者と協議していきます。

委員

今は、現行ガイドラインにはアウトとセーフの基準がないという話をさせていただいて おりまして、アウトとセーフの線引きは市で判断しますというお答えをいただいたと理解 したのですが違いますか。

事務局

アウトとセーフの基準につきましては、分かりやすくなるよう決めていきたいと考えて おります。

委 員

アウトとセーフの基準はどこで決まるのでしょうか。この審議会で決まるのか、市が判断して決まるのかということをお聞きしています。

事務局

審議会のご意見をお聞きして、それをできる限り反映したいとは思っているのですが、 最終的なところにつきましては、審議会にもう一度確認させていただきたいと思っており ます。

委員

何を確認するのかが分かりません。何を審議したら良いのか分からないという質問でご 理解していただけたら良いのですが。

我々が意見をして意味があるのであれば意見しますが、今のお話ですと、これでセーフなのでお任せください、これ以上規制がかかると開発ができなくなるのでこれ以上の意見は要りませんと言われたように感じました。

事務局

最終的な判断は市になろうかと思っておりますが、そのためにどのようなところに注意 したら良いかということにつきましてはぜひご意見をいただきたいと思っております。こ れでは景観を守れないですというご意見に関しましても受け止めさせていただき、ガイド ラインの作成を検討させていただきたいと考えております。

委 員

何を審議すれば良いのかを、具体的に示していただけるとありがたいです。まだ、ちょっと理解できておりません。

議長

ガイドラインでこれはアウトだということまできっちり示すのか、書面では限界がありますので、ガイドラインである程度示しながら実際に開発案件が出てきた時に景観審議会等で意見できるようなプロセスがあるのか、どちらの方法で制御するのでしょうか。ガイドラインの方できちんと示しておく方が手戻りは少ないとは思いますが、ガイドラインで

どこまで示す予定なのか、それによってこの審議会でどこまで意見すべきかが変わります ので、いかがでしょうか。

事務局

先程の補足説明をさせていただきます。ガイドラインを作成する際には、当然審議会でいただいたご意見を反映したいと思います。

実際の開発・建築に関しては段階を踏むことを考えており、ガイドラインでどうしても まとまりきらない詳細なところにつきましては、地区計画策定段階でもう一度景観審議会 に具体的なプランをもとにご意見をいただく場を設け、そこで足りない部分を補う形にで きればと思っております。

議長

ガイドラインでどこまで示すかということにつきましては不明解だと感じましたが、いかがでしょうか。

委員

良く分からないというのが正直なところです。

事務局

具体的にガイドラインでどこまで示すかにつきましては指標を持ち合わせていないので、この審議会後、また改めて事前相談をしてどこまで示すかの摺り合わせをしながら決めていけたらと思っております。

議長

ガイドラインなのでなかなか明確な基準まで示すことはできないと思いますが、ガイドラインに出てくる図や写真にはアウトなのではないかというものもあり、根本的なガイドラインの構造的問題を含んでいるかと思います。この審議会のチェックを受けたものでガイドラインが構成されていれば混乱しないと思うのですが、現状だと大丈夫なのか心配な部分があってご意見させていただきました。基準のレベルが委員と市で共有できているのかという懸念がある印象でございます。

その他、いかがでしょうか。

委 員

先程から意見されていることに関しまして、私も懸念しております。ガイドラインというのは法的な根拠はなく、各自治体が景観行政を進めやすくするための道具として活用していただきたいと思っております。そのような観点で見ますと、本日の資料の43ページ以降にシミュレーションした写真は出てくるのですが、シミュレーションしましたという結果だけを示しており、それに対してアウトなのかセーフなのかの価値判断が書かれておりませんので、読み手の解釈に任せているようなガイドラインになるのではないかという懸念があります。ですから、事業者と交渉する際にここまで大きな物を建てられると困るということをきちんと示すガイドラインの書き方や映像の表現にしていく必要があると思います。その点から申しますと、これはアウトなのかセーフなのかという意思表示を市として行わないと、業者に上手く使われてしまいますのでお気をつけください。

ボリューム上ここまで建ちますというシミュレーションを既に作ってらっしゃいます

が、はっきり言いましてここまで大きなものを建てられてしまうと、景観の配慮はできません。ボリュームではどうしようもないなら何を工夫すればこのアウトがまだましになるのか、アウトの酷さを緩和できる方法は何なのかということを記入した方が、より良好なツールになると思います。

事務局

図や記載方法を再考したいと思います。

議長

その他、いかがでしょうか。

委 員

皆さんがご意見されているとおり、このシミュレーションは本当に酷いと感じます。こうすれば良い景観になるという方向に向かって示してもらえるとありがたいのですが、いつも最悪パターンを挙げられており、市は景観が悪くなっても良いと思っているように感じます。もう少し表現の仕方を工夫して、このような景観にしたいというものを示したガイドラインにして欲しいと思います。

それから、47ページと49ページのシミュレーション写真につきまして、集落内にオレン ジ色の建物が建っておりますが、条件付きでも集落内に31mの建物が建てられるようにな るということでしょうか。

事務局

集落内につきまして、31mの建物を建てられるよう許可する予定はございません。シミュレーションを修正させていただきます。

委 員

集落内に、ただし書きの条件を超えられるような広さの敷地はあるのでしょうか。

事務局

プロジェクト対応ゾーン (新規機能型) につきまして、石道に現在建築中の建物が31m程の高さになりますが、5 h a 以上の地区という緩和条件が適用されております。ご指摘のとおり、この集落内にそれだけのスペースがある敷地はございませんので、高さ制限は住宅10m以下、それ以外は12m以下となり、それを超えることはございません。申し訳ありません。

委 員

分かりました。やはり、集落の景観は守らなければならないと思いますので、最低敷地 面積を250㎡に想定したことに関しては良いことだと思います。

それから、集落内の生活環境改善ゾーンにつきましては、もう少しきめ細かく基準が必要かと思いますが、その辺りは検討していただけるのでしょうか。

集落内につきましては、もう少しきめ細やかに示していけるよう検討させていただきたいと思います。

議長

貴重なご意見とご指摘、ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。

委員

以前からシミュレーションについてリアルに想定していただきたいと度々お伝えしておりますが、その度に、市の回答はどのようなものが建つか想定できないのでシミュレーションがこの程度しかできませんというものです。ですが、それはシミュレーションではないと思います。ある程度、こういうことが起こるであろうと考えることがシミュレーションであって、それをしないと分かりませんよとずっと言ってきたつもりなのですが、一度たりとも出されたことがありません。それが色々なご指摘につながっているかと思いますので、例えば今まで意向調査をされてきて、こういう方たちであれば土地を譲渡されるのではないかという情報もある程度つかんでおられると思いますので、その範囲で何が起こるかにつきましては十分検討可能だと思います。これだけの土地でこの規模のことが起こりそうだということを、お持ちの情報で想定できると申し上げているのに、何度お願いしても出てきません。それが出てこない限り、良いか悪いかの判断ができません。それが出てこないので、良いか悪いかの判断はしなくてもいいのですよねという話を最初にさせていただきました。ですから、ぜひ具体的なリアルなシミュレーションをお願いしたいと思います。

事務局

ご意見、重く受け止めて対応してまいりたいと思います。

議長

その他、いかがでしょうか。

委 員

この土地利用計画は景観が良くなる方向が見えず、悪くなるのをどう審議しようかということかと感じております。川西市が景観計画で最初に挙げたのがふるさと景観で、ふるさと景観に最も当てはまる場所はこの場所だと私は感じています。その場所を潰していくような動きで、とても複雑な心境です。ここは、川西市がふるさと景観として一番残さなければならない景観だと思います。新興住宅地や美しい山並みが見え、昔からの集落や農地があり、新しくできた高速道路のきれいさも際立っています。素盞嗚(すさのお)神社からの景観は、山並み、農地、高速道路がとても良い景観です。川西市の代表的なふるさと景観だということを市がよく理解してこのガイドラインを作成していただかないと、川西市のふるさと景観がなくなってしまうのではないかと思います。

議長

その他、いかがでしょうか。

委員

64ページの森林保全の配慮のシミュレーション写真につきまして、プロジェクト対応ゾーン(自然利用共生型)において、建ペい率50%、容積率80%以下、高さ制限が原則12m以下ですので、このようなものは建てることができるのでしょうか。

事務局

こちらは実際の建築要件を考えるとあり得ないシミュレーションになってしまっておりますので、修正予定です。

委 員

そもそも建てることができないもののシミュレーションをしているということですか。

事務局

当初土地利用計画を策定した際に景観審議会の意見を聞かずに基準を作成したという 経過があり、現在掲載しているシミュレーションは、市街化調整区域の中で何の基準もな かった時にどういうことになってしまうかということをシミュレーションしたものにな ります。既に土地利用計画の数値基準がありますので、今後は考え方を改め、現行の基準 で建築可能な建物を想定してシミュレーションを検討させていただきます。

委員

分かりました。

あともう1点、議案第2号の都市計画基準の内容になりますが、屋外広告物につきまして、第1種禁止区域であったところが第3種禁止区域になるというのは、この土地利用計画図の赤で囲まれた区域全体になるのでしょうか。

事務局

おっしゃる通り、土地利用計画の対象区域全体に対してです。

委 員

全体を一番厳しい基準にする必要はないかと思いますが、例えば自然環境保全ゾーンや プロジェクト対応ゾーン(自然利用共生型)も一緒に一般的な屋外広告物の規制にしてし まっても良いのでしょうか。もう少しメリハリを付けて規制した方が良いのではないかと 感じました。

議長

もう少し厳しくした方が良いというご意見でしょうか。

委 員

はい、一気に緩和しなくても良いのではないかと感じました。

議長

自然環境保全ゾーンとプロジェクト対応ゾーン(自然利用共生型)の大部分は現在屋外 広告物条例による規制がない地域になりますが、今より厳しく広告物の規制をした方が良 いというご意見でしょうか。 委員

どちらかというとメリハリをつけた方が良いのではという意見です。

事務局

いただいたご意見を参考に、再度検討させていただきます。

議長

屋外広告物の規制は一律になっていますが、その地域によって状況が違いますので、例えば集落景観のある地域は歴史的建築物などと合うような基準を検討するとか、自然の多い地域における屋外広告物の在り方も配慮が必要になります。それぞれに適したものがあると思いますので、もう少し踏み込んだ検討をしてはどうかと私も感じました。

その他、いかがでしょうか。

委員

西畦野は最後の川西市のふるさと景観だということがすごく分かりました。そして、そういうものを守っていくためには、建物単体の規制では無理だという気がしてきました。現在建築中の石道のインターチェンジ前の開発は、一つの事業者が物流センターを建てるということだったので形や色を規制すれば良かったのですが、西畦野の場合は地域の面積が広いので、面整備から始める方が良いと思います。区画整理にするのかは分かりませんが、例えば営農継続を希望される方はこの部分で営農していただくとか、素盞嗚神社の前の空間は開けるようにするといった面整備を先に想定した上で、その後、建物の高さや色の基準を決めるガイドラインを作っても良いと思います。建物の色・形ばかり考えていると、その高さまでの建物だったら良いのだという許可条件だけが先に出てしまい、事業者の思うようにされてしまうかもしれないという懸念があります。将来の事業手法は分かりませんが、いかがでしょうか。

議長

景観審議会の担当する案件なのか、地区計画として都市計画審議会が担当する案件なのかということはあるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

当初、全体利用として考えておりましたが、地域の意見を聞いていく中で、営農希望の方や物流施設のような大きな建物でも良いという方もいらっしゃれば、土地利用は良いけれども景観は守ってほしいという方もおり、様々なご意見がありましたので、この建物この基準なら良いということよりも先に全体計画を立て、その後高さの制限や景観の配慮を考えていくのが良いと感じております。そういった地域の意向や、素盞嗚神社の前は高さを抑えた土地利用をするとか、農地は新名神高速道路側ではなく民地側に寄せるといったことを事業者と協議しながら決めるという手法を取り、一律に高さ制限を緩和するような手法にならないよう今のところ考えております。

委員

事業者は1つの事業者となるのでしょうか。

できれば一つの事業者である方が全体計画が立つので好ましいと考えております。地域の意向で、限定的な場所のみの開発になることも考えられますが、市としましては、地域 全体を計画できる一事業者が望ましいと考えております。

議長

おそらく、地区計画の地区整備計画の中で土地利用が制限されますので、土地利用種別によって地区分けをし、それぞれのゾーニングによって用途や高さを面的に規制することになります。その際に景観ガイドラインが機能するという理解でよろしいですね。

事務局

はい、その通りです。

議長

住民の意向を踏まえて、全体的な景観とこの場所はこういう意味で大事な場所であるということを上手く加味し、地区計画に反映されることを望みます。

その他、いかがでしょうか。

引き続き見直し作業を進めていただきたいのですが、特にシミュレーションの質をもう 少し上げていただくことが重要かと思います。作業を進めていただきながら、当審議会に 状況報告をお願いします。あと1年になりますので、詰めながら作業をお願いします。

最後に、議案第4号「令和4年度川西市景観事業の報告」につきまして、事務局よりご 説明をお願いします。

# 事務局

#### <事務局 説明>

議案第4号「令和4年度 川西市景観事業の報告」

議長

何か、ご意見、ご質問はありますか。

委 員

景観条例に基づく届出の事例として黒川地区の建築物の増築が紹介されておりますが、 実際の審査ではこの図面だけではなく、もう少し細かい仕様が分かる図面で審査されてい ますか。

事務局

景観条例に基づいて、配置図、平面図、立面図、完成予想図、自己点検票などを添付していただき、審査をしております。

委 員

審査基準には合っていると思うのですが、入母屋の本堂の横に緩い勾配の片流れの屋根の建築物というのは、周辺景観と馴染んでいないと思います。策定した基準で運用した結果でもこういったものが建ちますので、今後、景観は守られるのかという危惧を持ちました。

黒川地区の基準がこれだけで良いのかということにつきましては、今後、動向を見ながら考えないといけないと思っております。

議長

その他、いかがでしょうか。

委 員

新聞で、多田神社前の御社橋(みやしろばし)、通称赤橋が今年度中に解体され、2027年に新しい橋が完成すると知りました。今年度の届出状況に河川景観地区が2件ありますが、御社橋の架け替えに市は関係しているのでしょうか。

事務局

景観条例につきまして、河川景観区域内においては木竹の伐採は届出の必要がありますが、橋としての届出は必要ありません。ただ、御社橋の上は市道になりますので、架け替えに関しては市の道路整備課が県の宝塚土木の河川課と調整していると確認しております。

委 員

景観的に配慮されたことはありますか。

事務局

先日、県の方から話があり、基本的には県の事業になりますが、市道に架ける橋なので 市も関与すると聞いております。その中で景観の部署として都市政策課にも相談があり、 公共施設等景観形成ガイドラインという市の基準を順守するよう投げかけているところ です。具体的なプランが出ましたら報告があると思いますので、そこでガイドラインに合 っているかを確認し、検討していきたいと考えております。

委 員

御社橋というのは多田神社の正面に位置し、御社橋を渡って多田神社に行くという、景観としてとても重要な橋です。色や欄干の形などの意匠に関して、市が関与していただきたいと思います。それと、橋のたもとにある鳥居も付け替えることが新聞に書かれておりましたが、その意匠も景観として重要になりますので、県の意向をそのまま受けるのではなく、市としてこうしたいという意思が必要だと思います。

事務局

ご意見として、伺わせていただきます。今後は、景観の部署からも意見をしていく予定で ございます。

参考になりますが、県の担当者から文化財の部署にも歴史的な文化財として相談していると聞いております。

議長

よろしくお願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

	本日、予定していた議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返ししま
	す。
事務局	
	長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、令和4年
	度第3回川西市景観審議会を終わらせていただきます。令和5年度第1回の審議会は6月
	頃を予定しております。引き続き、よろしくお願いします。皆さま、本日はどうもありが
	とうございました。